

第6回 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 会 議 録

開催日時	平成 30 年 6 月 25 日（月） 10：00～12：00
開催場所	忠岡町シビックセンター本館 3 階 小研修室
委 員	委員 7 名出席
事務局等	和田町長、軒野（住民部長）、奥村（生活環境課長）、上田（生活環境課主幹）、藤原（生活環境課主幹）、中定（秘書人事課長） 山本（株式会社環境技術研究所）、梶原（株式会社環境技術研究所）
議 事	1) 開会 2) 委員長挨拶 3) 町長挨拶 4) 忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業募集要項（素案）について 5) 同 優先交渉権者選定基準書（素案）について 6) 同 要求水準書（素案）について 7) その他 8) 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 次第 ・ 資料 1：忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項（素案） ・ 資料 2：忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 様式集（素案） ・ 資料 3：忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 優先交渉権者選定基準書（素案） ・ 資料 4：忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 要求水準書（素案） ・ 資料 5：忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 要求水準書 別添資料（素案） ・ 第 5 回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会会議録

第6回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会

平成30年6月25日

■次第1 開会

(午前10時00分)

■次第2 委員長挨拶

委員長から挨拶

■次第3 町長挨拶

町長から挨拶

■次第4 忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項(素案)について

事務局による配布資料の確認

議事に入る前に、委員長より会議録の署名人2名を指名

事務局から資料1に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項(素案)について、資料2に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 様式集(素案)について説明

○委員B 今回、事業を1本化しているが、それに際して、応募業者の形態は、単独やジョイント等の想定はあるのか。

○事務局 今回1本化するに当たっては、単独事業者、グループとしてジョイントでの応募も可能で、また、特別目的会社を設立することも対象可能であると考えている。事業者の都合のいい形で応募してもらえるのであれば、そこに縛りは設けない。

○委員F 延命化工事費は、どのように支払うのか。

○事務局 様式第13号にて、31年、32年の延命化工事費を年度ごとに支払う形で考えている。

○委員A プロポーザル方式となるので、提案価格については、最終的に交渉ができるという理解でよいか。

○事務局 そうです。

- 委員 B 正式決定ではないが、恐らく消費税の改定があるので、それについての記載は何かいらぬのか。
- 事務局 事業費（提案価格）については、消費税を除いた額で評価することになっているので、消費税抜きで提案を求めることを考えている。
- 委員 B 様式13の2号では、消費税相当額の記載があるので、統一してもらいたい。
- 事務局 全て消費税抜きの様式で統一いたします。

■ 次 第 5 同 優 先 交 渉 権 者 選 定 基 準 書（素案）について

事務局から資料3に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 優先交渉権者選定基準書（素案）について説明

- 委員 D 何点以下なら採用しないという規定はないから、1者であれば、何点であっても優先権はあるという理解でよいか。
- 事務局 そうです。
- 委員 E この方式でいくと、もし1社なら価格点が満点の30点になるが、それは良いのか。
- 委員 A 他の事例では、最低価格に対する得点ではなく、予定価格に対する得点としている場合がある。この場合は、応募者が1者でも満点にはならないこととなる。
- 事務局 予定価格に対する提案価格で点数化するという形も含めて、事務局の方で再度検討したい。
- 委員 A 評価については、Eの項目があると失格、また、平均がCやDになると、失格ではなく契約後に再度検討するように求める事例もある。

また、公表については、応募者が1社の場合、そこが優先交渉権者になるから全て公表するのが一般的で、複数社の場合は、その会社の提案の評価だけ公表し、他社のものは公表しないのが一般的である。

■ 次 第 6 同 要 求 水 準 書（素案）について

事務局から資料4に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 要求水準書（素案）について、資料5に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 要求水準書 別添資料（素案）について説明

○委員 A 今回提示のあった素案では、基幹改良工事という表現がすべて延命化工事となったが、その理由は。

○事務局 基幹改良というのは、一般的に能力アップとかの改良が主となるもので、循環型社会形成推進交付金の対象としてCO₂削減が関係するものであるもので、誤解を与えかねないことから、すべて延命化工事と修正し、確実に10年間、安定的に処理を継続するための意味合いを強調した表現とした。

○委員 A リスク関係の分担は、どうなっているのか。

○事務局 資料5に、現行の契約書の形態に合わせた役割分担表を示している。

○委員 A 8月予定のプロポーザル公告には、契約書（案）は提示するのか。

○事務局 前回の委員会では、契約書（案）を公示する方向で進めるとしましたが、延命化工事と運営管理を一つの契約にまとめることとなり、要求水準書の構成の変更に相応の時間を要したため、現在、契約書（案）の作成まで至っておりません。

つきましては、要求水準書と契約書との間には齟齬があってはいけないので、これらについては、別途弁護士にも確認をしてもらい、ひとつひとつ精査して頂く必要もあるので、契約書（案）については、8月のプロポーザル公告には公示しないことといたします。

○委員 A リスク分担表がこれだけ細かく書いているところはあまりないと思うので、契約書の内容はしっかり積み上げてもらいたい。

○委員 E ごみ搬入量について、ごみ処理施設保全等計画の数字と違うように思うが、これで良いか。

○事務局 ごみ処理施設保全等計画は、一昨年前に策定した一般廃棄物処理基本計画の数字を根拠としているが、要求水準書では、直近である平成29年度実績を反映して、再度推計したものがこの搬入量である。

各ごみの種別を単純に積み上げるのではなく、各ごみの種別に対して可燃割合を勘案したものが、計画搬入ごみ量として計上されている。

○委員 E 第3編第1章第3節 1.3.7「事業の変更」で、委託料の変更を行うことができるとあるが、どのような精算方法とするのか。どこに記載しているのか。

○事務局 精算の方法については、契約書に規定する予定です。現行の契約書においても、委託料の変更に際しては、要求水準書に記載する計画搬入ごみ量、電気料金、水道料金、燃料費などの各項目について基準値を設け、許容範囲を逸脱した場合は、現行は基準値からの部分を対象としていますが、これから作成する契約書（案）には、その逸脱した

部分のみを精算対象とすることを考えている。

○委員 A 運転人数に関しての記載はあるのか。

○事務局 第3編第2章第2節 2.2.2「雇用への配慮」において、あくまでも参考の人数ですが、現行の運転人数として21名と記載している。

■次第7 その他

○委員 D 今後進められる契約書（案）の作成について、10年後の話にはなるが、その何年か前の段階で広域化の目処が立たないという段階で、運転管理をしている事業者との契約の延長に関して、あらかじめ条項の中に入れておく方がよいと思う。現行の契約書では、運転可能期間の延長の場合には3年前に協議すると記載があるが、その延長に関して規定がないので、その議論ができるような条項は入れておくべきである。

○事務局 延長できる規定については記載することも検討するが、あらかじめ書くことによって出てくる議論もあるので、慎重に検討したい。

○委員 E 単年度契約、複数年度契約、長期包括の3つの方式があり、この委員会では長期包括契約に決定した。

単年度、複数年における補修費については積算が困難であるということ、また、住民の安心・安全、あるいは快適な生活を保証するというのが行政として一番目指すべきところで、単年度、複数年度、長期包括のいずれになっても、延命化工事は必要で実施しないといけないことから、この委員会で決定したが、今後、この方針の見直しは、委員会としては無いということを確認したい。

○委員 A 委員会としては、忠岡町にとって一番安定して継続できる事業として、10年間の長期包括と決定したこの結論を見直すことはない。

第5回の会議録について確認

会議資料の公開、非公開の確認

- ・第5回及び第6回の会議録、資料1～5については、募集要項等のたたき台案から最終確認までの経過を一連で公開するため、次の第7回の会議録の確認後にまとめて公開とする。

■次第9 閉会

(正午)